



LONG AN IP & Business NEWSLETTER

2015 年 NO09 総 75 期

目 次

IP ニュース

- 北京、上海、広州の知的財産権法院の受理した案件は1万件を突破した
- 中国のナノテクノロジー分野に関わる論文数及び特許件数が世界一となった
- 中国が多国間意匠データベース「DesignView」に参加

ビジネスニュース

- 人民元が、円を抜き世界 4 位の決済通貨になった

新法速達

- 多国籍会社外貨資金集中運営管理規定
- 企業経営範囲登記管理規定
- 工商行政管理機関法律執行監督規定

IPニュース

北京、上海、広州の知的財産権法院の受理した案件は1万件を突破した

9月9日、最高人民法院が記者会見を開催し、北京、上海、広州知的財産権法院の作業状況を紹介した。関係者によると、8月20日までに、北京、上海、広州三地の知的財産権法院の受理した案件は10,795件に達し、結審した案件は4,160件となった。

まず、受理した案件数については、北京知的財産権法院の受理した案件は6,595件に達し(一審案件が5,622件で、二審案件が973件である)、ここでは行政案件の比率が大きく、特許商標授權確認に関する行政案件が全案件の四分之三を超え、涉外案件の比率は比較的大きく、一審案件の総件数の39.4%に達した。

上海知的財産権法院の受理した案件は1,052件に達し(一審案件が612件で、二審案件が440件である)、ここでは著作権案件の比率が大きく、全案件の二分の一を超えた。

広州知的財産権法院の受理した案件は3,148件に達し(一審案件が1,842件で、二審案件が1,306件である)、ここでは特許案件の比率が大きく、一審案件の90.99%を占め、全案件の53.24%を占めた。

また、結審した案件数については、北京知的財産権法院の結審した案件は2,348件に達し、上海知的財産権法院の結審した案件は409件に達し、広州知的財産権法院の結審した案件は1,403件に達した。

全文: <http://www.cnpat.com.cn/show/news/NewsInfo.aspx?Type=H&NewsId=6753>

中国のナノテクノロジー分野に関わる論文数及び特許件数が世界一となった

9月3-5日、第6回中国国際ナノテクノロジー会議が、北京で開かれた。ナノテクは、すでに情報技術やバイオ技術と肩を並べ、世界のテクノロジー発展の重要な三本柱の一つになっている。中国のナノテクの論文数、特許件数、論文被引用数などの指標は、「世界一」の水準に達している。

また、関係者によると、中国は早くからナノテク発展のチャンスを認識し、多くの経費を投入してきた。

全文: <http://www.cnpat.com.cn/show/news/NewsInfo.aspx?Type=H&NewsId=6744>

中国が多国間意匠データベース「DesignView」に参加

9月14日、中国が欧州共同体商標意匠庁(OHIM)主導の多国間意匠データベース「DesignView」に正式に参加した。これにより、国内外のユーザーは、「DesignView」で中国の意匠データを検索できるようになる。

「DesignView」というウェブサイトは、OHIMの主導で開設されたものである(下記のリンクをご参照ください: <https://www.tmdn.org/tmdsview-web/welcome>)。2012年11月19日から現在までの参加国・地域は35で、合計860万件以上の意匠情報が収録されている。今回は、中国の他、カナダと米国も同データベースに新たに参加した。

全文: <http://www.cnpat.com.cn/show/news/NewsInfo.aspx?Type=H&NewsId=6758>

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部188室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923

Email: patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

ビジネスニュース

人民元が、円を抜き世界 4 位の決済通貨になった

人民元は 8 月に日本円を抜き、世界で 4 番目の決済通貨になった。国際銀行間通信協会(SWIFT)が提供した最新のデータによると、価格を計算したところ、人民元は 8 月に円を抜き、米ドル、ユーロ、英ポンドに次ぐ世界 4 位の決済通貨になったという。



SWIFT は世界の銀行間の非営利協力機関であり、国際金融業務にサービスを提供するとともに、決済通貨報告を定期的に発表している。SWIFT のデータによれば、元は現在、決済通貨ランキングでドル、ユーロ、ポンドに次ぐ 4 位となり、ドルのシェアは 44.8%、ユーロは 27.2%、ポンドは 8.5%だという。

SWIFT は、「今年 8 月、人民元を決済に利用した海外での取引件数は同 50%増加し、前月比では 20%増加し、初めて一月で 100 万件を超えた。中国人民銀行(中央銀行)が人民元的大幅切り下げを主導したことが原因と考えられる」と指摘した。

全文: <http://j.people.com.cn/n/2015/1008/c94476-8959040.html>

新法速達

多国籍会社外貨資金集中運営管理規定

国家外貨管理局が 9 月 2 日、8 月 5 日に公布の『多国籍会社外貨資金集中運営管理規定』を正式発表した。

当該規定の主要内容については下記の通りである。

1. 多国籍会社は、経営ニーズにより所在地の銀行で国際外貨資金メイン口座を開設し、海外メンバー企業の資金及びその他の海外機構から賃借する外債資金を集中的に運営して管理する。国際外貨資金メイン口座間、及び海外機構の国内外貨口座との海外資金の移動は自由である。国際外貨資金メイン口座における資金は企業外債の指標を占用しないが、規定により外債登記を行わなければならない。

2. 国内銀行は、国際外貨資金メイン口座を通じて吸収する預金は、その以前 6 ヶ月間の日平均預金残額の 50%を超えない限度額以内に国内で運用することができる。短期間外債残額指標を占用することを前提として、国際外貨資金メイン口座の吸収する預金の中に 50%を超える部分を国内で運用させる。多国籍会社が賃借外債比率の自律管理を試行し、規定の条件を満足することを前提として、商業慣例に従って外債を自らに賃借する。

3. 国内メンバー企業は、貨物貿易の外貨集中受取・支払又は貨物貿易の差金ネットイング決算を行う際、規定により「貿易外貨収支企業名録」登記手続(メイン企業が財務会社である場合を除く)を行わなければならない。A 類のメンバー企業の外貨収支は輸出収入審

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923

Email: patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

査待ち口座に進入しないことができるが、貨物貿易外貨管理規定に基づき、即時、正確に貨物貿易外貨業務観測システム(企業側)を通じて貿易与信、貿易融資等の業務報告を行わなければならない。

全文:

http://www.safe.gov.cn/wps/portal!/ut/p/c5/04_SB8K8xLLM9MSSzPy8xBz9CP0os3gPZxdnX293QwML7zALA09P02Bnr1BvIyNvc6B8pFm8s7ujh4m5j4GBhYm7gYGniZO_n4dzoKGBpzEB3eEg_DrB8kb4ACOBvp-Hvm5qfoFuREGWSaOigDuOwR_/dl3/d3/L2dJQSEvUUt3QS9ZQnZ3LzZfSENEQ01LRzEwODRjQzBJSUpRRUpKSDeySTI!/?WCM_GLOBAL_CONTEXT=/wps/wcm/connect/safe_web_store/safe_web/zcfg/zhfg/jbfg/node_zcfg_jbfg_store/ffa5998049b3066db676bfb6292ac2ba

企業経営範囲登記管理規定

国家工商行政管理総局が9月11日、8月27日に公布の『企業経営範囲登記管理規定』を正式発表した。

当該規定の主要内容については下記の通りである。

1. 経営範囲は、企業の経営活動に従事する業務範囲であり、法に従って企業登記機関の登記を経なければならない。申請者が『国民経済産業分類』に基づき1つ又は複数の大分類、中分類、小分類を選択し、経営範囲の登記申請を自ら提出しなければならない。『国民経済産業分類』に規範がない新興産業又は具体的な経営項目は、政策書類、産業習慣又は専門文献等に参照して申請を提出できる。

2. 企業の経営範囲は、定款又はパートナー協議の規定に合致しなければならない。経営範囲に変化が生じた場合、企業が定款又はパートナー協議に対して改正を行い、企業登記機関に変更登記申請を行わなければならない。企業が登記を申請する経営範囲は、法律、行政法規又は国务院で登記前に批准を経なければならない経営項目(以下「前置許可経営項目」という)に属すると規定している場合、登記を申請する前に関連部門の批准を申告した後、審査・批准機関の批准書類、証明書をもって企業登記機関に登記を申請しなければならない。

3. 企業の経営範囲は、企業名称中の産業又は経営特徴を含め、又は体現しなければならない。産業を越えて経営する企業は、その経営範囲の中に1番目の経営項目が所属する産業は当該企業の産業である。企業が経営範囲を変更する場合、企業が変更決議又は決定日より30日以内に企業登記機関に変更登記を申請しなければならない。その内、パートナー企業、個人独資企業の経営範囲の変更は変更決定日より15日以内に企業登記機関に変更登記を申請しなければならない。

また、法律、行政法規又は国务院で別途規定がある場合を除き、企業の出資者が変更する場合、元の審査・批准機関の批准を経た前置許可経営項目は、出資者の変更後に審査・批准手続きを行う必要がない。企業の出資者が国内投資者から海外投資者に変更し、又は企業の出資者が海外投資者から国内投資者に変更する場合、企業登記機関は審査・批准機関の批准書類、証明書に基づき、登記経営範囲を再登記しなければならないことを明確にした。

全文: http://www.saic.gov.cn/fgs/lflg/fgfb/201509/t20150916_161762.html...

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923

Email:patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

工商行政管理機関法律執行監督規定

国家工商行政管理総局が9月22日、15日に公布の『工商行政管理機関法律執行監督規定』を正式発表した。

当該規定の主要内容については下記の通りである。

1. 法律執行監督とは、上級工商行政管理機関が下級の工商行政管理機関に対し、各級の工商行政管理機関は、本機関及びその出先機構、法律執行人員の行政法律執行行為に対して検査、評議、督促、是正等の活動を行うことである。法律執行監督の範囲は主に、工商行政管理法律、法規、規則及び規範性書類の執行状況、規範性書類の制定プロセスと内容が合法であるか否か、行政処罰、行政許認可、行政強制等の具体的行政行為が合法、適切であるか否か等を含む。

2. 各級の工商行政管理機関は、行政処罰案件聴取制度を実行する。行政処罰聴取は法制機構が具体的に組織して実施する。各級の工商行政管理機関は、行政再審査、行政訴訟対応と行政賠償案件に対して統計、分析を行わなければならない。各級の工商行政管理機関は、行政処罰の自由裁量権基準制度を完備化し、行政処罰自由裁量権の基準を細分化、数値化し、情報化手段を運用し、行政処罰自由裁量権の行使を規範化する。

3. 各級の工商行政管理機関は、毎年、本機関と下級の工商行政管理機関の行政処罰、行政許認可等の行政法律執行の書類に対して評議・審査を行わなければならない。書類の評議・審査は、抜取検査、案件追跡、外地相互検査等の形式を採用して行う。その内、行政行為が人民法院より撤回、変更、違法確認又は無効に認定される場合、その行政法律執行の書類は評議・審査を徹底しなければならない。評議・審査の状況は一定範囲において通報しなければならない。

全文：http://www.saic.gov.cn/fgs/lfig/fgfb/201509/t20150922_161898.html...